

○静岡県消費生活条例施行規則（抜粋）

（会長及び副会長）

第16条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第18条 審議会に、条例第31条及び第32条の規定によりその権限に属することとされた事項を処理させるため、消費者苦情処理部会（以下「苦情処理部会」という。）を置く。

- 2 審議会は、その定めるところにより、苦情処理部会以外の部会を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（会議）

第19条 審議会及び部会は、会長が招集し、審議会は会長が、部会は部会長がその議長となる。

- 2 審議会及び部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会及び部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。